

令和4年度 第9回天竜区協議会

次 第

日時：令和4年12月22日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 答申事項

区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について

(2) 協議事項

ア 浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）
のパブリック・コメントの実施について

イ 天竜区協議会団体推薦委員の公共的団体等の選定について

(3) その他

地域課題

令和4年度浜松市市民活動表彰天竜区長賞受賞団体
「NPO 法人こいねみさくぼ」活動発表

5 その他

次回開催予定

日時 令和5年1月27日（金）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

諮問事項に対する答申書（案）

天竜区協議会

件名	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について
諮問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区再編時の組織（案）について <ol style="list-style-type: none"> 1 市民サービス・組織 2 施行日 ・ 区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子（案）について <ol style="list-style-type: none"> 1 区の設定 2 区協議会の設置
答申	<p>諮問の内容について審議した結果、以下の要望を付し適切であると認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天竜区協議会の委員定数について、経過措置として、令和8年3月31日までの任期においては、現行の天竜区協議会の定数25人以内とすること。 ・ 組織・人員配置の見直しにより、市民サービスが低下しないよう努めること。また、防災対策・災害対応・避難所運営について、地域性を考慮した適切な人員配置に努めること。
備考	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的とする。</p> <p>○背景・経緯 厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領等」の改正を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」へ改正する。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>浜松市旅館業法施行条例と浜松市公衆浴場法施行条例を改正し、男女の混浴制限年齢を「<u>10</u>歳以上」から「<u>7</u>歳以上」にすることについて、ご意見を伺うもの。</p> <p>改正箇所は別紙のとおり</p> <p>※パブリック・コメント期間中のため、協議会での意見はパブリック・コメントの意見として取り扱います。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	案の公表・意見募集 市の考え方等を公表 条例施行	令和4年12月～令和5年1月 令和5年3月 令和5年10月			
担当課	生活衛生課	担当者	沖 優利	電話	453-6118

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改正（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究結果等を踏まえ、厚生労働省から通知「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（令和2年12月10日）が発出されました。これに伴い、全国的に条例の見直しがされています。静岡県内で統一的な対応を行うため、条例の改正をすることとなりました。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの適正な混浴年齢を設定することにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、公衆浴場業界が発展すること及び、子どもの健やかな発育発達に寄与することを目的としています。
案のポイント（見直し事項など）	以下の内容について改正します。 【改正前】 10歳以上の男女を混浴させないこと。 【改正後】 7歳以上の男女を混浴させないこと。
関係法令・上位計画など	公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	令和4年12月～令和5年1月 案の公表・意見募集 令和5年2月 案の修正、市の考え方の作成 令和5年3月 意見募集結果および市の考え方を公表 令和5年6月 公布 令和5年10月 施行

浜松市旅館業法施行条例及び 浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)」とは

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和2年12月10日付け生食発1210第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、静岡県内で統一的な対応を行うため、男女の混浴制限年齢について、「10歳以上」から「7歳以上」へ改正するもの。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）

3. 案の公表先

生活衛生課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	生活衛生課（保健所3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2 生活衛生課あて
③電子メール	seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-459-3561（生活衛生課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和5年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部保健所生活衛生課（TEL 053-453-6112）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）及び
 浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）の一部改
 正（案）

浜松市旅館業法施行条例（平成24年浜松市条例第73号）

改正前	改正後
<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第6条 法第4条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 共同浴室を使用する場合にあっては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び共同浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

浜松市公衆浴場法施行条例（平成24年浜松市条例第83号）

改正前	改正後
<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>（一般公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第3条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>（その他の公衆浴場に係る営業者の講じるべき措置の基準）</p> <p>第5条 その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、第3条各号（第2号、第3号及び第16号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる場合及び浴室を貸し切って入浴させる場合にあっては、この限りでない。</p>

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	天竜区協議会団体推薦委員の公共的団体等の選定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>現在の天竜区協議会委員の任期が令和5年3月31日で満了するため、天竜区協議会推薦会において同年4月1日からの新たな団体推薦委員について推薦する公共的団体等の選定案を策定した。</p> <p>1. 第1回推薦会（令和4年10月19日開催） (1) 募集要項の決定 (2) 公募委員選考要領の決定 (公募委員募集期間 12月5日から12月26日 2名)</p> <p>2. 第2回推薦会（令和4年11月24日開催） (1) 区協議会委員を推薦する公共的団体等の選定案の策定</p>				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	推薦会で策定した選定案について協議、承認をお願いする。				
	公共的団体等の選定案9団体 推薦人数23人 公募人数2人				
	団体種別・分野	団体名	人数		
	地域住民組織	天竜区自治会連合会	15人		
	商工業	天竜商工会	1人		
	観光業	天竜区観光協会	1人		
	林業	浜松地域森林組合協議会	1人		
	福祉	天竜区更生保護女性会	1人		
		天竜区地区社会福祉協議会連絡会	1人		
	文化	天竜文化協会	1人		
	スポーツ	浜松市スポーツ協会天竜支部	1人		
	小 計			23人	
	公募委員			2人	
合 計			25人		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	天竜区協議会事務局 (天竜区・区振興課)	担当者	橋村 晃典	電話	922-0013